

## エクスプレス予約サービスに関する特約

### (第1条：エクスプレス予約サービス)

1. エクスプレス予約サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、「JR東海エクスプレスサービス会員規約」（以下「会員規約」といいます。）第1条第1項中の「JR東海エクスプレスサービス会員IDを利用した全てのサービス」の一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、別に定める乗車券類の購入、変更、払戻等（以下「乗車券類の購入等」といいます。）を行うことのできるサービスをいいます。本サービスの利用を希望する者は、JR東海エクスプレスサービス会員登録手続きに際して携帯電話又はパソコン等の画面に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 本サービスは、会員規約に基づき、JR東海エクスプレスサービス会員として登録されている者（以下「会員」といいます。）に限り利用できるものとします。

### (第2条：本特約の効力)

1. 本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複又は競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）または他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によります。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、会員が本サービスまたは会員規約に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなします。また、会員は本特約を遵守するものとします。
3. 当社は、前項の変更起因して、会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

### (第3条：利用環境、受付期間、受付時間、回答時間)

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別に定めるWebサイト上で周知するものとします。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社が別に定めるところによるものとします。

### (第4条：申込)

本サービスにおいて、会員は、当社より付与されたID及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話又はインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができるものとします。

### (第5条：回答方法、契約の成立、決済)

1. 会員が本サービスを利用した場合、会員がJR東海エクスプレスサービス会員登録手続きを行う際に会員番号を入力した会員規約第2条第1項記載の各会員規約に基づき発行されるカード（以下「会員のエクスプレス・カード」といいます。）によって決済することとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員のエクスプレス・カード利用限度額による制限を受けます。

2. 乗車券類の変更、払戻等（第8条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のエクスプレス・カードにより決済することとします。
3. 会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は会員がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く）に対する当社からの回答の通知は、会員がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとします。
4. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとし、なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
5. 会員が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとします。
6. 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、別に定めるカスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

（第6条：契約成立後の乗車券類の扱い）

1. 本サービスにより会員が購入、変更した乗車券類については、会員が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

（第7条：受取）

1. 会員は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、第6条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. 前項の受取を行う際には、会員のエクスプレス・カード又はEX-ICカードのほか、第5条第4項に基づき当社が通知したお預かり番号の提示等、及び会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要になります。ただし、当分の間は、会員のエクスプレス・カードの暗証番号の入力でも受取が可能です。また、当社の駅等の窓口でエクスプレス・カードによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署等によることができます。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。
  - (1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日に会員から請求があったものとみなして払戻を行います。なお、この場合、当社が行う払戻は、会員のエクス

プレス・カードにより決済することとし、現金による取扱いはいたしません。

(2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行いません。

5. 会員が会員規約第2条第1項に該当しなくなった時点で、当社が第6条第1項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなすものとします。

(第8条：受取後の乗車券類の扱い)

会員が第7条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は当社の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、会員のエクスプレス・カードの提示等を行うものとします。

(第9条：変更の可能性)

当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更に起因して、会員又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。

(1) 第3条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間

(2) 第4条の申込方法

(3) 第5条第6項のカスタマーセンターの電話番号、受付時間等

(4) 第7条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法

(5) 第7条第3項の受取期間

(6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

(第10条：例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。

改定日 平成25年10月21日

## エクスプレス予約サービス（ビジネス）に関する特約

### （第1条：概要）

1. 本特約は、「JR 東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約」（以下「カード会員規約」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）の取扱について定める。法人会員は本特約の内容について会員指定の JR 東海エクスプレス・カード（以下「カード」という。）使用者（以下「カード使用者」という。）に周知する義務を負う。法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、遵守する。
2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、法人会員及びカード使用者が本サービスまたは JR 東海 EX-IC サービス規約（ビジネス）に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされます。
3. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

### （第2条：エクスプレス予約利用資格）

1. 本サービスは、カード使用者に限り利用できるものとする。
2. カード使用者は、本サービスの利用にあたって、カードNo.の入力その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続（以下「登録手続」という。）を行うものとする。カード使用者は、登録手続において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとする。
3. 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、カード使用者の登録を認めないことがある。
  - (1)前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合
  - (2)登録手続が正しく完了しなかった場合
  - (3)カード使用者が未成年者、被保佐人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合
  - (4)その他、カード使用者が本サービスを利用することを、当社が不相当と判断する場合
4. カード使用者が本サービスを利用することを当社が承諾した場合、当社は、カード利用者に対して ID を発行する。登録手続の完了及び ID の通知は、登録手続の完了画面への表示により行われる。
5. カード使用者は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとする。ただし、以下の項目に該当する場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく直ちに、カード使用者の本サービス利用を停止させることがある。
  - (1)カード使用者が本特約に違反した場合
  - (2)第2項により登録及び第3条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があった場合
  - (3)法人会員及びカード使用者と当社との会員規約が失効した場合、又はカード使用者がカード使用者でなくなった場合

- (4) カード使用者が登録した e メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなった場合
  - (5) カード使用者が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行い又は申立を受けた場合、その他カード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合
  - (6) その他、カード使用者が本サービスを利用することを当社が不相当と判断した場合
6. カード使用者は、本サービスの利用を終了することを希望する場合、当社が定める退会手続を行うものとする。カード使用者が退会手続を行った場合、当社は、カード使用者の登録を取り消す。退会手続が完了した場合、当社は退会完了画面に表示することにより通知する。
  7. カード使用者が第2項に定める登録手続を行った後、又はカード使用者が第6項に定める退会手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性がある。
  8. 法人会員及びカード使用者は、第5項又は第6項により、カード使用者が登録取消となった後であっても、登録取消時点以前に発生したカード使用者の本サービスの利用に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとする。
  9. カード使用者が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて当社又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によることとする。

#### （第3条：お客様情報の登録・修正）

カード使用者は、第2条第2項で登録した自己に関する情報又は回数を問わずこれを修正登録したもの（以下「お客様情報」といいます。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

#### （第4条：利用環境、受付期間、受付時間、回答時間）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別に定める Web サイト上で周知するものとします。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社が別に定めるところによるものとする。

#### （第5条：申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与された ID 及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話又はインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができるものとする。

#### （第6条：回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は会員がお客様情報として登録した e メールアドレスに対する eメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く）に対する当社からの回答の通知は、

カード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信により行うものとする。

2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとする。
3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとする。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

#### (第7条：契約成立後の乗車券類の扱い)

1. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとする。
2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

#### (第8条：受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、第7条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. 前項の受取を行う際には、カード使用者のカード又はEX-ICカードが必要になるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要になる。ただし、当分の間は、会員のエキスプレス・カードの暗証番号の入力でも受取が可能とする。また、当社の駅等の窓口でカードによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署等によることができる。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとする。
  - (1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日にカード使用者から請求があったものとみなして払戻を行う。
  - (2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行わない。
5. 法人会員及びカード使用者と当社との間の会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第6条第1項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなすものとする。

#### (第9条：受取後の乗車券類の扱い)

カード使用者が第8条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は当社の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、カード使用者のカードの提示等を行うものとします。

#### (第10条：変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。
  - (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
  - (2) 第5条の申込方法
  - (3) 第2条第7項及び第6条第4項のカスタマーセンターの電話番号、受付時間等
  - (4) 第8条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法
  - (5) 第8条第3項の受取期間
  - (6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとする。
  - (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合
  - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合
  - (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合
3. 当社は、理由のいかんを問わず、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとする。

#### (第11条：お客様情報の使用等)

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴等）についての取扱いは、カード会員規約によります。

#### (第12条：法人会員及びカード使用者の義務)

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
2. 法人会員及びカード使用者は ID 及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
3. カード使用者は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本特約に違反するおそれのある行為等を行ってはならないものとする。

#### (第13条：カード使用者の責任、当社の免責、損害賠償)

1. カード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果並びに ID によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとする。

- (1) お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (2) カード使用者の ID 及びパスワードの使用上の誤り又は管理不十分により法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (3) 当社が第2条第5項によりカード使用者の登録を取り消し、カード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (4) 当社が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了又はカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益
- (7) カード使用者の携帯電話又はパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (9) カード使用者が登録した e メールアドレスに対し当社から e メールが送信されるに伴い、法人会員又はカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された e メールに付随していたウィルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果としてカード使用者の携帯電話又はパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された e メールにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した e メールアドレスに対し当社から送信された e メールにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (12) その他、カード使用者が、本特約、本特約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め違反したことにより、又は本特約及び本特約の特約によりカード使用者が一切の責任を負うことが規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

3. カード使用者が本特約、及び当社の定める運送約款及び法令の定め違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、当該カード使用者は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

#### （第 14 条：通知及び同意の方法）

1. 当社からカード使用者への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト上への掲示、カード使用者が登録した e メールアドレスに対する当社からの eメールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行うものとする。
2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容をカード使用者が承諾したものとみなす。

#### （第 15 条：権利の帰属）

本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売

方式全般及び情報に関する権利は当社又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員又はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

改定日 平成 25 年 10 月 21 日

## エクスプレス予約コーポレートサービス特約

### 第1条（概要）

1. 本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）が「JR東海エクスプレス・カード（コーポレート）規約」（以下「EXカードコーポレート規約」という。）中の「エクスプレス予約コーポレートサービス特約」として定めたものであり、甲がEXカードコーポレート規約に定める契約法人（以下「契約法人」という。）に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下「本サービス」という。）の取扱いについて定めるものです。なお、契約法人は本特約の内容についてEXカードコーポレート規約に定めるカード使用者（以下「カード使用者」という。）に周知する義務を負います。契約法人及びカード使用者は本特約を承認し、遵守します。
2. 甲は、事前に契約法人及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、契約法人及びカード使用者が本サービスまたはJR東海EX-ICサービス規約（コーポレート）に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされます。
3. 甲は、前項の変更に起因して、契約法人、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

### 第2条（エクスプレス予約利用資格）

1. 本サービスは、カード使用者に限り利用できるものとします。
2. カード使用者の本サービスの利用にあたって、契約法人は、甲が定める本サービス利用のための登録手続（以下「登録手続」という。）を行うものとします。この登録手続において契約法人は、甲が要求する情報全てを正確に登録するものとします。なお、登録手続の際の会員規約確認画面にて表示される会員規約・特約（「JR東海エクスプレスサービス会員規約」「エクスプレス予約サービスに関する特約」）については、契約法人と甲においては適用されないものとします。契約法人が画面上で「同意する」ボタンを押すことは、システム上、画面を進めるためだけに行うものであり、契約法人が会員規約・特約（「JR東海エクスプレスサービス会員規約」「エクスプレス予約サービスに関する特約」）の内容に同意したことにはならず、契約法人と甲の間に何らの法的効果を発生させないものとします。
3. 甲は、以下の項目に該当する場合、前項の登録を承諾しないことがあります。
  - (1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合
  - (2) 登録手続が正しく完了しなかった場合
  - (3) その他、カード使用者が本サービスを利用することを、甲が不相当と判断する場合
4. 第2項の登録を甲が承諾した場合、甲は、契約法人に対してIDを発行します。IDの通知は、登録手続の完了画面への表示により行われます。
5. 契約法人が第2項に定める登録手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても甲からIDの通知がない場合、契約法人は、別に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」

という。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。

### 第3条 (お客様情報の修正)

契約法人は、カード使用者への通知用として登録した e メールアドレス及び電話番号、又はこれらを回数を問わず修正登録したもの (以下「お客様情報」という。) の内容に変更が生じた場合、速やかに甲が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条 (利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等)

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別に定める Web サイト上で周知するものとします。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更及び払戻 (以下「購入等」という。) の受付期間、受付時間及び所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、甲が別に定めるところによるものとします。

### 第5条 (申込)

本サービスにおいて、カード使用者は、甲より付与された ID 及びパスワードを入力する等、甲が別に定める方法による携帯電話又はインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができます。

### 第6条 (回答方法、決済)

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する甲からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又は契約法人がお客様情報として登録した e メールアドレスに対する eメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込 (携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。) に対する当社からの回答の通知は、契約法人がお客様情報として登録した e メールアドレスに対する eメールの送信により行います。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知を甲が発信した時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と甲の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、甲はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行います。
3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カードによる決済手続が行われるものとします。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、甲が別に定める所要回答時間を経過した後においても甲からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

### 第7条 (契約成立後の乗車券類の扱い)

カード使用者が、本サービスによりカード使用者が購入又は変更した乗車券類については EX カードコーポレート規約及び本特約に別に定める場合を除き、乗車区間に応じて甲又は他社の定める運送約款 (旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。) の適用を受けるものとします。

### 第8条 (受取前の乗車券類の扱い)

1. 本サービスによりカード使用者が購入又は変更した乗車券類については、カード使用者が受取を行うまでの

間、又は受取前の払戻を行うまでの間、甲において保管します。

2. 受取前の乗車券類の変更、払戻については、第5条に定める方法による携帯電話又はインターネットによる変更、払戻に限りすることができるものとします。
3. 第1項により、甲において保管している乗車券類についても、第7条に定める通り、EXカードコーポレート規約及び本特約に別に定める場合を除き、甲又は他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第9条（受取）

1. カード使用者は、甲が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、甲が別に定める方法により、第8条第1項により甲が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、カード又はEX-ICカードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければなりません。ただし、当分の間は、カードの暗証番号の入力でも受取が可能とします。また、甲の駅等の窓口でカードによる受取を行う場合は、甲所定の帳票への自署等によることができるものとします。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、甲が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。
  - (1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日にカード使用者から請求があったものとみなして払戻を行います。
  - (2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類については一切払戻を行いません。
5. 契約法人と甲との間のEXカードコーポレート規約に定める本契約が終了した時点、第17条により甲が本サービスの一時停止を含む利用制限もしくは利用停止をした時点又は契約法人が部署カードを利用している部署もしくは個人カードの利用をしている者を変更もしくは廃止した時点で、甲が第8条第1項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなします。

#### 第10条（受取後の乗車券類の扱い）

1. 第9条第1項に定める受取後の乗車券類の変更、払戻については、携帯電話又はインターネットによる変更、払戻はできないものとします。
2. 受取後の乗車券類についても、第7条に定める通り、EXカードコーポレート規約及び本特約に別に定める場合を除き、甲の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第11条（変更の可能性）

1. 甲は、事前に契約法人又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。また、この変更起因して、契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益については、甲は一切責任を負いません。
  - (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間等

- (2) 第 5 条の申込方法
- (3) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等
- (4) 第 9 条第 1 項及び同第 2 項の受取窓口、受取方法
- (5) 第 9 条第 3 項の受取期間
- (6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

2. 甲は、以下の項目に該当する場合、事前に契約法人又はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができます。

- (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は甲の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合
- (3) その他、甲が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 甲は、理由のいかんを問わず、事前に契約法人又はカード使用者に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができます。

#### 第 12 条（お客様情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴等）についての取扱いは、EX カードコーポレート規約によります。

#### 第 13 条（契約法人及びカード使用者の義務）

1. 契約法人及びカード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 契約法人は、ID、パスワード及びカードの暗証番号の使用及び管理の一切の責任を負うものとし、契約法人の役員又は従業員等以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、その他一切の担保に供してはならないものとします。
3. 契約法人及びカード使用者は、本サービスに関連して甲又は第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

#### 第 14 条（契約法人の責任、甲の免責、損害賠償）

1. 契約法人は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、又は過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、契約法人及びカード使用者が行った一切の行為及びその結果並びに ID、パスワード及びカードの暗証番号によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、契約法人又はカード使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
2. 甲は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。
  - (1) お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったことにより、契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
  - (2) ID、パスワード及びカードの暗証番号の管理不十分により契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益

- (3) 甲がカード使用者の本サービス利用を停止させることにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (4) 甲が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (5) 甲が本サービスの中断・変更・終了又はカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (6) カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、契約法人又はカード使用者の携帯電話又はパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (8) 甲が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (9) 携帯電話への表示又はカード使用者への通知用として登録されている e メールアドレスに対し甲から e メールが送信されることに伴い、契約法人又はカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (10) 甲が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに甲から送信された e メールに付随していたウィルス、又は甲が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として契約法人もしくはカード使用者の携帯電話もしくはパソコンの受信容量を超過した、甲から送信された e メールにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (11) その他、甲が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者への通知用として登録されている e メールアドレスに対し甲から送信された e メールにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (12) その他、契約法人が EX カードコーポレート規約、本特約、甲の定める運送約款及び法令の定め違反したことにより、又は EX カードコーポレート規約及び本特約により契約法人が一切の責任を負うことが規定されている事柄を契約法人又はカード使用者が行ったことにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益
- (13) その他、甲が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益

3. 契約法人又はカード使用者が、EX カードコーポレート規約、本特約、甲の定める運送約款及び法令の定め違反して、甲又は第三者に損害を与えた場合、契約法人は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

#### 第 15 条（通知及び同意の方法）

1. 甲から、契約法人及びカード使用者への本サービスの運営及び内容に関する通知は、甲の本サービスの予約・申込サイト上への掲示、カード使用者への通知用として登録されている e メールアドレスに対する甲からの eメールの送信、又はその他甲が適当と認める方法により行います。
2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を契約法人及びカード使用者が承諾したものとみなします。

#### 第 16 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は甲又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、契約法人又はカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

## 第 17 条（利用制限又は利用停止）

1. 次の各号のいずれかに該当すると甲が判断した場合には、甲は、通知催告等何らの手続きを要することなく、直ちに本サービスの一時停止を含む利用制限又は利用停止をすることができます。なお、本項第 10 号又は第 11 号のいずれかに該当する場合は、同時に、EX カードコーポレート規約第 14 条第 2 項第 5 号に該当するものとみなします。

- (1) 契約法人又はカード使用者が、本特約の各条項のいずれかに違反したとき
- (2) 契約法人もしくはカード使用者が EX カードコーポレート規約の各条項のいずれかに違反したとき、又は EX カードコーポレート規約に定める本契約が終了したとき
- (3) 契約法人が、競売の申し立てを受けもしくは滞納処分を受けたとき
- (4) 契約法人が、合併によらない解散決議を行ったとき
- (5) 契約法人が、支払いの停止をしたとき又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てをし又は申し立てを受けたとき
- (6) 契約法人又はカード使用者が、甲の名誉、信用を失墜させ、もしくは甲に重大な損害を与えたとき又はそのおそれがあるとき
- (7) 契約法人の資産、信用、支払能力等に重大な変化が生じたとき
- (8) 第 2 条第 2 項による登録及び第 3 条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）があったとき
- (9) 契約法人がカード使用者への通知用として登録した e メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、甲からカード使用者への連絡がとれなくなったとき
- (10) 契約法人又はカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的に問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、もしくは実行したとき（旅行業法に定める取次行為を含む。）
- (11) 契約法人又はカード使用者が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入したとき
- (12) その他、契約法人又はカード使用者が本サービスを利用することを甲が不相当と判断したとき

2. 契約法人は、前項により甲が本サービスの一時停止を含む利用制限又は利用停止をしたときであっても、カード使用者の本サービスの利用に基づく債務の負担について、理由の如何を問わず免れ得ないものとします。

## 第 18 条（権利義務の譲渡等禁止）

契約法人は、予め甲の書面による承諾を得ることなく、本特約に基づく自己の権利義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させてはならず、また一切の担保の用に供してはならないものとします。

## 第 19 条（相殺禁止）

契約法人は、本特約に基づき甲に対して負担する債務について、甲に対するいかなる債権をもっても相殺することはできないものとします。

## 第 20 条（合意管轄）

本特約に関する紛争については、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 21 条（附則）

「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カード法人会員規約」、「JR 東海エクスプレス・カードコーポレートサービス（後払）に関する契約」及び「JR 東海エクスプレスサービス会員規約」

は、本特約及び本サービスの利用等本特約に関連する事項には適用しないこととします。

改定日 平成 25 年 10 月 21 日